

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年12月28日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	弥富市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 独自利用事務の対象者	子ども
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年10月1日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	18
10. 保護評価書の名称	子ども医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.pbc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%84%9B%E7%9F%A5%E7%9C%8C%E5%BC%A5%E5%AF%8C%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%B
12. 委任関係	

執行機関名 弥富市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	弥富市子ども医療費支給条例(昭和48年弥富町条例第11号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び(1)		弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年弥富市条例第24) 別表第1第3の項

<p>④ 趣旨又は目的の該当部分</p>		<p>弥富市子ども医療費支給条例(昭和48年弥富町条例第11号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条</p>	<p>弥富市子ども医療費支給条例(昭和48年弥富町条例第11号)第1条</p>
<p>⑥ 事務の趣旨又は目的</p>	<p>全て(児童)は、児童の権利に関する条例の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びに、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保証される権利を有する。</p>	<p>この条例は、(子ども)の(福祉の増進を図る)ため、子どもの医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>⑦ 独自利用事務の関連規範</p>		<p>弥富市子ども医療費支給条例(昭和48年弥富町条例第11号) 弥富市子ども医療費支給条例施行規則(昭和48年弥富町規則第2号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	弥富市子ども医療費支給条例第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	弥富市子ども医療費支給条例第4条第1項の規定による子ども医療費の支給申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ1	弥富市子ども医療費支給条例第2条第1項 弥富市子ども医療費支給条例施行規則第2条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ2	弥富市子ども医療費支給条例第2条第1項 弥富市子ども医療費支給条例施行規則第2条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ3	弥富市子ども医療費支給条例第2条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ5	弥富市子ども医療費支給条例第2条第1項 弥富市子ども医療費支給条例施行規則第2条第3、4、5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	弥富市子ども医療費支給条例第6条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	弥富市子ども医療費支給条例第6条第1項の規定による受給資格の変更の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ1	弥富市子ども医療費支給条例第6条第1項 弥富市子ども医療費支給条例施行規則第7条第3号及び第5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ2	弥富市子ども医療費支給条例第6条第1項 弥富市子ども医療費支給条例施行規則第7条第3号及び第5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ3	弥富市子ども医療費支給条例第6条第1項 弥富市子ども医療費支給条例施行規則第7条第3号及び第4号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ5	弥富市子ども医療費支給条例第6条第1項 弥富市子ども医療費支給条例施行規則第7条第3号及び第5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
---------------	--------------------------	--------------------------

備考	
----	--